

令和6年度給与改定（第6回）団体交渉

① 日 時 令和7年2月6日（木）18時9分～18時13分

② 場 所 東京区政会館20階202会議室

③ 出席者

（当局）寺田副区長会会長（新宿）、川野副区長会副会長（大田）、
佐藤副区長会副会長（文京）、田中副区長（中央）、
野村副区長（台東）、弓場副区長（江戸川）、
入澤副管理者、小林人事企画部長、林調査課長、新井勤労課長
（清掃労組）多田中央執行委員長、西村副中央執行委員長、坂部副中央執行委員長、
渡辺書記長、萩原書記次長、泉田常任中央執行委員、栗澤常任中央執行委員、
森田常任中央執行委員、西大條常任中央執行委員、渡辺常任中央執行委員、
高橋常任中央執行委員

④ 発言要旨

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る住居手当の取扱いについては、昨年11月の団体交渉において、国における給与法の改正次第、最終的な検討結果を皆さんに提示すると最終回答いたしました。本日は、この検討結果を申し上げます。

昨年、人事院は、職員の給与に関する報告において、人事運用の変化に伴い、定年前再任用短時間勤務職員等について、給与面でも更に支援する必要があるとしました。これを受け、国は、給与法を改正し、本年4月から定年前再任用短時間勤務職員等に対する住居手当を支給することといたしました。

また、特別区においても、人事委員会が、昨年の勧告に伴う職員の給与に関する報告の中で、国における給与制度のアップデートを踏まえ、高年齢層職員の能力及び経験の活用に資する取組の検討を進めていく必要があると言及しております。

私どもは、これらの状況を踏まえ、高年齢層職員の能力及び経験を活用し、複雑・高度化する行政課題に的確に対応するため、国と同様、本年4月1日以降に支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給することといたします。

詳細は、「定年前再任用短時間勤務職員等に係る住居手当の取扱いについて（案）」のとおりです。

このほか、高年齢層職員の給与処遇に係る特別区が取り得る対応については、引

き続き、国や人事委員会の動向等を注視してまいります。

私からは以上です。

〈清掃労組〉

私どもは、この間、清掃職場における人材確保のため、再任用職員の処遇改善を強く求めてきており、本日、皆さん方から示された、定年前再任用短時間勤務職員等に係る住居手当の取扱いについては、昨年の賃金確定交渉の経緯等を踏まえ、これを受け入れることとします。

一方で、再任用職員に係る一時金の改善についても、暫定再任用制度が終了する定年年齢の引上げ完成時から逆算すると、待ったなしの状況であり、国に先んじて、一時金の支給月数を常勤職員と同等とする見直しを行う自治体が増えてきています。

人材確保の観点から、区長会として、一時金の改善について、自主性・主体性を持った検討を強く求めます。

また、昨年の賃金確定交渉期においては、皆さん方と、人材確保に資する更なる取組が必要であるとの課題を共有するとともに、賃金水準や人事制度の抜本的な改善に向け、任用及び給与上の一体的な取組について、協議を進めていくこととなりました。

清掃職場で働く全ての職員にとって、魅力ある賃金・人事制度を構築できるよう、私どもとの精力的な協議を改めて求めます。

〈当局〉

定年前再任用短時間勤務職員等に係る住居手当の取扱いについて、妥結のご回答をいただき、ありがとうございます。

なお、皆さんから強い要求をいただいている、清掃職員に係る人事・給与制度の抜本的な改善については、私どもといたしましても、特別区政を担う人材の確保を推進するため、慎重に検討を進めるとともに、引き続き、皆さんと丁寧に協議してまいりたいと考えております。